

騒音調査の申込の手引き

防音工事助成申請を行う前に、お住まいの住戸が助成を受けられる建物かどうかを確認するための騒音調査が必要となります。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、必要書類をご準備の上、騒音調査の申込をお願いいたします。

申込に必要な書類

□(1) 騒音調査申込書

- ① 押印は実印以外の印鑑でも構いません。
- ② 氏名は漢字等を略字にせず、印鑑登録証明書記載の氏名を記入してください。
- ③ 住宅の間取り及び室名、沿道整備道路からの住宅の位置は、それぞれ別紙でお示しいただいても構いません。

□(2) 住民票謄本（発行後3ヶ月以内のもの）

- ① 居住者全員の住民票（続柄等記載されているもの）を添付してください。

□(3) 建物登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）

- ① 所有権保存時の住所と現住所が同一になっているか確認してください。
- ② 未登記の場合には、固定資産（家屋）評価証明書を提出してください。（都税事務所で発行しています。）

□(4) 住宅居住者一覧表

- ① 賃貸住宅等で所有者が申込をする場合で、複数の世帯を同時に申し込む場合は、世帯ごとの居住者名を全て記入してください。

□(5) 承諾書

- ① 貸主が申請する場合は借主の承諾書を、借主が申請する場合は貸主の承諾書を添付してください。また、住民票上の別世帯が同居している場合は世帯ごととなります。（世帯主の承諾書が必要です。）
- ② 所有者が複数の場合は、共有者全員の承諾書を添付してください。

□(6) 委任状

- ① 施工業者等に申込の事務手続きを委任される場合は添付してください。

□(7) その他

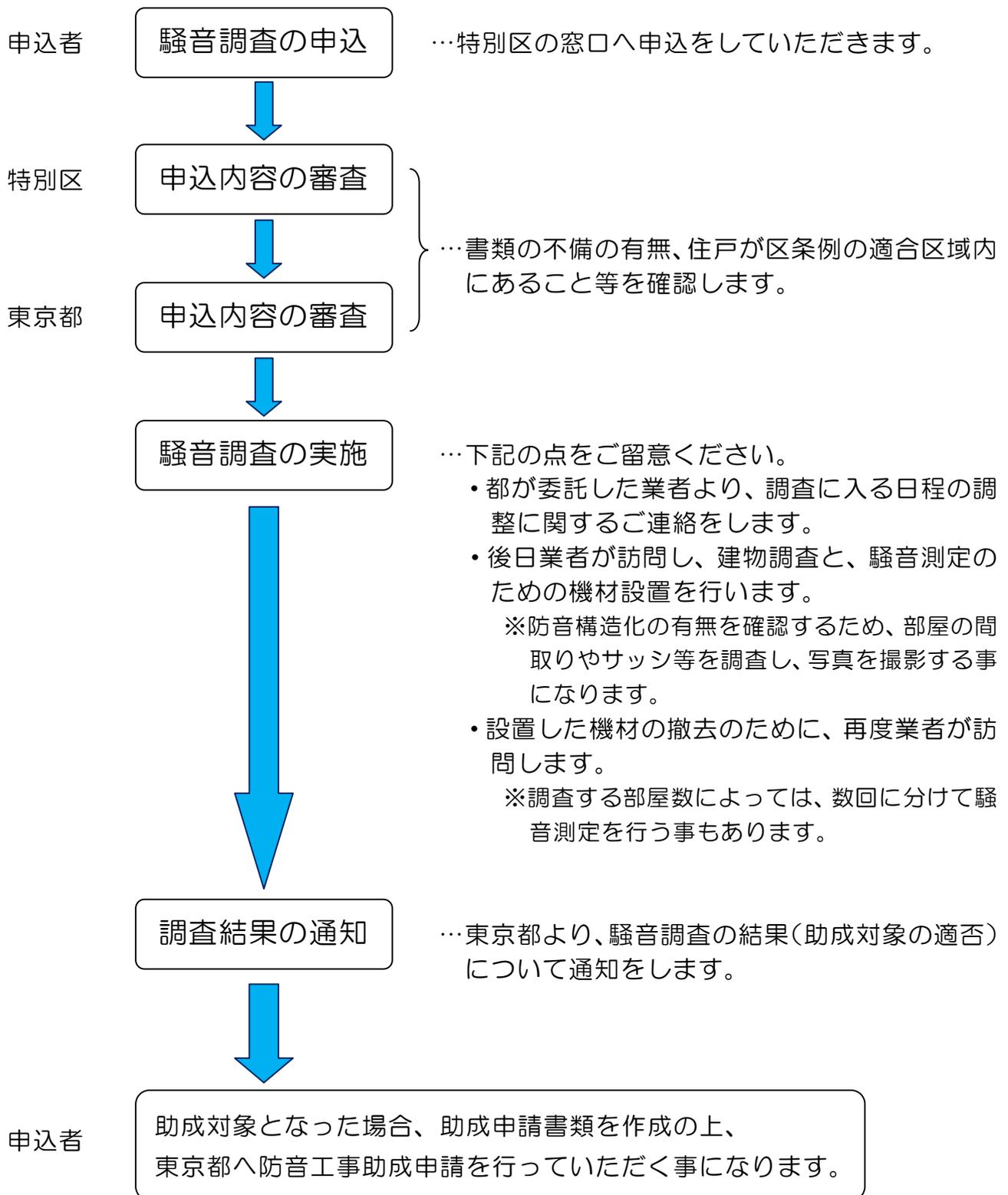
必要に応じて、他の書類の添付を求める事があります。ご注意ください。

ご注意ください

- 道路交通騒音の大きさは、沿道法に基づき、等価騒音レベル*により算出します。
- 騒音調査時には、騒音測定のほか、住宅内の部屋の調査や写真の撮影も行います。
- 申込をされてから東京都より結果を通知するまで、約3ヶ月程度かかります。（状況により、期間は前後します。）
- 防音工事助成申請を行うには、助成の対象となる旨の調査結果通知が必要となります。
- ご相談で都庁へ来られる際は、事前に電話にてご連絡をお願いします。

※等価騒音レベル：騒音が時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合（変動騒音）に、ある時間内で変動する騒音の時間平均値を算出したもの。

調査の流れ



お問い合わせ

東京都建設局 道路管理部 管理課 (沿道整備担当)

東京都庁 第二本庁舎7階南側 03-5320-5279 (直通)

※お越しの際には、お手数ですが予めご連絡の上、ご来庁ください。